

(明治三十三年五月八日第三種郵便物認可)

縣報號外 明治卅四年十月七日 和歌山縣

○告諭

○和歌山縣告諭第五號

本縣に於て數年前より飼牛に炭疽發生し年を逐ひ斃るゝもの其數を加へ殊に本年六月二十八日那賀郡根來村に於て一頭斃死同八月十二日に至り海草郡川永村に發生次て各村に續々點發し本年初發已來同病に斃るゝもの三十頭の多さに及へり抑本病は牛馬羊豚又は人頬にも傳染し其病の急劇なる急性のものにありては短さは數分間長さも三日を出てすして斃死するを常とし其病の猛烈なる家畜傳染病中最も恐るへきものにして之れが流行は直接飼蓄者の損害は勿論率ひて農事上に至大の障害を加へ又畜産の發達を妨へること甚しきを以て早急之れが撲滅を計り病原を播蕩するは實に刻下の急務とする處なるを以て各飼畜者は此際左の方法に依り豫防消毒を爲し敢て遺策なきを期すへし

明治三十四年十月七日

和歌山縣知事

椿 蓪 一郎

第一項

獸疫發生地并に現に交通遮断區域内に於ては左の方法により嚴重消毒的清潔法を行ふへし

- イ 牛舎の床土は一尺以上掘取り石灰粉末を散布し新鮮の土砂を入れ換ること
- ロ 前號掘取りたる床土は一定の場所に持運ひ充ガ石灰乳を混和し消毒すること

號 外 明治三十四年十月七日

ハ 廓倉の天井及周壁は熱湯計又は熱湯を注ぎ充分に洗滌消毒する事をすること
モ 廓倉内の床溜は之を廢し窓外は設けるが其は在來の方法にて改築すること
ノ 水槽及糞便は悉皆焼却又は填埋の上埋没すること
ト 林槽、水槽等は時々消毒を行ふこと

ト 粧台の周囲又は天井にゐる調理室にて病菌汚染の虞あるものは焼却又は消毒すること

第二項

- 交渉延断内の施設を了したる後は勿論獸疫流行の地に近接したる飼育所和者に依りて
以左の方法施行すべし
イ 臥薦は成るべく日々新鮮のものと取換ること
ロ 薦は毎日除去し堆積せざること
ハ 脊倉の天井は薦其他の物品を附へざること
ニ 食物は營養易化の飼料(煮麥、穀類)を給すること
ホ 病獸撃獵ありし場所又は牛馬羊豚の通行頻繁なる場所の刈草を與へざること
ヘ 青草は能く洗ひ附着せる塵埃を除去したるものと與ふること
ト 飲料水は一日煮沸したものと與ふること
チ 廓倉内温度を調節すること
リ 適當の運動を爲さること

スルナリヨウ

厩舎内換氣法を設け空氣の流通を充分ならしむること
獸疫流行地方より成るへく獸類を率き入れざること

厩舎内器具又は牛馬便器用器具等を清潔にして相互に賣買貸借せること

獸体を清潔ならしむること

獸疫流行地方より來る牛馬商人等は病毒傳播の媒介を爲す處あるを以て盡りに厩舎
に誘ひ獸体に接せしめざること

獸体健否に注意し疾患の疑われは直ちに獸醫の診斷を當むること

病症確定する迄は盡りに他人を厩舎に接近せしめざること

獸の使用に從事する者は家族中成るへく外出せざる者を一定し置くこと

號
外 明治三十四年十月七日

四終

(明治三十二年八月八日第三種郵便(認可))

和歌山市九番丁九番地